高齢者の免許返納 ギブアンドテークで

22.2.20

高松市 4月から交付へ

交通手段→IruCa 身分証明→住基カード

高松市は4月から、高齢のドライバーが運転免許証を返納した際、高松琴平電鉄（ことでん）のICカード型乗車券「IruCa（イルカ）」と住基カードを交付する方針を決めた。住基カードは身分証明書として使ってもらう。イルカのチャージ料金は検討中という。（清野有希子）

市と「市交通安全母の会連絡協議会」は昨年11～12月、65歳以上の3千人を対象にアンケートを実施し、2634人から回答があった。このうち運転免許保有者は1408人だった。

「運転について若いころとどのように変わったか」（回答を複数選択）という質問に、「とっさの動作がうまくできなくなった」（約29％）、「疲れやすく長時間運転できなくなった」（約28％）、「特に変わらない」（約23％）などと回答があった。

また、高齢者の約15％が「運転免許証を返納してもよい」と回答。理由に「身体が衰えた」（約45％）、「運転に自信がなくなった」（約22％）、「家族や友達から返納を勧められている」（約22％）などを挙げた。一方で「返納したくない」（約85％）理由は、「他の交通手段がない」（約39％）、「運転が衰えていない」（約37％）、「身分証明証として使う」（約12％）などだった。

このため市は、事故防止と公共交通機関の利用促進の観点からイルカを交付し、身分証明書としての免許証の機能を補うため、住基カードを発行することにした。県警交通企画課によると、昨年、市内で車やバイクを運転中に事故にあった人のうち高齢者は全体の15％の2956人だった。

市交通安全対策室によると、65歳以上で運転免許証を返納した人は、08年が87人、09年は160人。09年に増えたのは、08年夏以降に多くのタクシー業者が返納者の乗車料金を1割引きするサービスを始めたことが影響したようだ。同室の担当者は「返納してもよいという人が予想以上に多かった。今回の事業が返納したい人たちの後押しになれば」としている。

高齢者の運転免許をめぐっては、70歳以上は免許証の更新時に講習を受けることが義務づけられている。昨年6月には、75歳以上に更新時の認知機能検査も義務化された。

重みはあったが悔いはない

中身くみ取ってもらえたか

両被告に懲役5年判決

裁判員法廷

高松市で男性を殴ってけがを負わせ、現金を奪ったとして強盗致傷罪に問われたシャッター取り付け業手伝い中村公祐被告(22)＝同市牟礼町牟礼＝と無職堺谷夢人被告(21)＝同市牟礼町牟礼＝の判決を言い渡した。

判決は、2人がかりで被害者に暴力を加え、持ち金を奪ったことなどを踏まえ「卑劣で悪質な犯行。遊び感覚の動機に同情の余地はない」と指摘。そのうえで、「本件の責任の重さをしっかりと受け止め、自身の問題点を見つめ直し、社会復帰の折には立ち直り、[illegible]

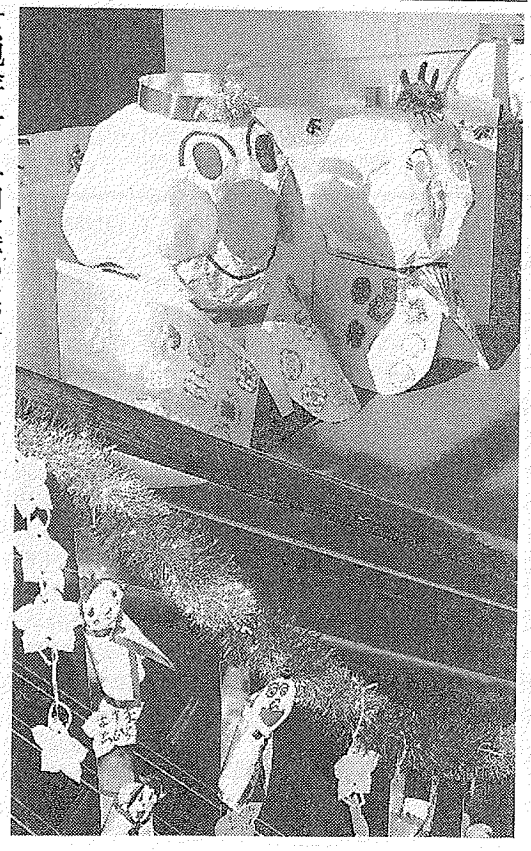

せ、現金1万2千円を奪った。

判決後、裁判員をつとめた一部の人たちの記者会見では、20代の女性（善通寺市）が「これでもか、というくらい[illegible]

た」などと感想を述べた例がほかの地裁ではあり、裁判員の心のケアや被害者のプライバシーなどが課題となる可能性もある。

かりやすく伝[illegible]イントになる[illegible]

同地裁は今[illegible]36件と想定し[illegible]者名簿を作成[illegible]

土地[illegible]

「存廃[illegible]

高松市[illegible]

高松市の財[illegible]理について[illegible]括外部監査[illegible]認会計士が[illegible]まとめ、大[illegible]書を提出し[illegible]の監査対象[illegible]地開発公社[illegible]も含め、今後[illegible]て議論を始め[illegible]とし、同公社[illegible]検討を進め[illegible]

市土地開発[illegible]って公共用地[illegible]処分を行う目[illegible]1973年に[illegible]

報告書は[illegible]は先行取得制[illegible]ているという[illegible]の予算編成に[illegible]することが必[illegible]た、土地の新[illegible]向にある一方[illegible]

香川
KAGAWA

高松総局
〒760－0018
高松市天神前2-1
☎087(833)4141
ＦＡＸ(831)5737
観音寺支局
〒768－0061
観音寺市八幡町1-8-39
☎0875(25)3851
ＦＡＸ(25)2551
丸亀支局
〒763－0065
丸亀市塩屋町5-10-32
☎0877(22)2450
ＦＡＸ(25)3081
購読申し込み
専用ダイヤル
0120-22-0843
(9：00～17：00)
購読・配達のご用は
高　松　(837) 2802
　　(866) 3984
坂　出　(59) 2370
観音寺　(25) 2016
東かがわ　(26) 1028
丸　亀　(28) 2980